

堺市障害者自立支援協議会 相談支援ワーキンググループ
の運用について（平成２７年６月）

１ 目 的

このワーキンググループは、堺市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」という。）の設置目的を推進するため、障害者の相談にしっかりと対応できる相談支援体制をめざす方策等を議論する場として、市協議会設置規約第１１条の規定により設置することとし、下記の事項を議事内容とする。

- (1) 相談支援にかかる現在の課題の整理、関係機関の間での情報共有
- (2) 相談機能の充実、各機関の連携の強化のための方策
- (3) 上記のほか、相談支援機能の質の向上に関すること

２ 構 成

会議は、会長のほか、別表に掲げる関係団体及び関係機関から選出された者をもって構成する。

３ 会 議

- (1) 会議は、会長が招集する。
- (2) 会議にファシリテーターを置き、会議を進行する。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。
- (4) 会議は、平成２７年度限りとし、６回程度開催する。
- (5) 会議は、非公開とする。
- (6) 会議の運営は、障害施策推進課において行う。

４ 市協議会への報告

会議の検討内容は、途中の進捗状況も含め、市協議会へ報告する。

５ 雑 則

上記のほか、会議の運営について必要な事項は、会議において定める。

別表

堺市障害施策推進課	堺市障害者更生相談所
堺市障害者支援課	堺市こころの健康センター
堺市子ども家庭課	堺市子ども相談所
保健福祉総合センター所長（１区）	総合相談情報センター
区役所地域福祉課（１区）	基幹相談支援センター
区役所保健センター（１区）	相談支援専門員協会
区役所子育て支援課（１区）	その他会長が適当と認める者